

記入見本

様式第1 (第4条関係)

平成 年 月 日

江南市長 様

申請者 住所 江南市赤童子町大堀90

氏名 江南 藤子 印

電話 0587-54-1111

生ごみ処理機器設置費補助金交付申請書

江南市生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱に基づき、家庭用生ごみ処理機器設置費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的

家庭台所から出る生ごみの自家処理及び小規模食品関連事業者が自ら食品廃棄物等の処理を推進し、ごみの減量化を図る。

2. 補助事業の財源計画

事業費		財源内訳	
処理機器購入金額	59,640円	補助金額	35,780円
	円	自己資金	23,860円
計	59,640円	計	59,640円

※処理機器購入金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入してください。

3. 補助金交付申請額

補助金額	算出基礎		限度額
35,780円 ※10円未満は切り捨て	密封発酵容器	11L以上コック付(定額)	1,000円
	コンポスト		3,000円
	生ごみ処理機器	処理機器購入金額 × 60%	家庭用 50,000円 事業用 1,000,000円

4. 補助事業完了予定年月日

平成 年 月 日

5. 添付書類 (見積書はコピー不可、その他はコピー可)

処理機器の見積書及び仕様書(パンフレット)、事業用においてはその設置場所の案内図、小規模食品関連事業者に係る証明書等も添付してください。

記入見本

様式第3 (第6条関係)

平成 年 月 日

江南市長 様

申請者 住所 江南市赤童子町大堀90

氏名 江南 藤子 印

電話 0587-54-1111

生ごみ処理機器設置費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 江環器補第 号で補助金交付決定の通知を受けた生ごみ処理機器設置費補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	金 35,780 円	
購入機種	メーカー	コウナン
	商品名	ゴミヘラース
	型式	AB-150
	容量	1.5kg/日
	処理方法	バイオ式
	補助事業完了年月日	平成 年 月 日

※販売証明書及び領収書の写しを添付してください。

(様式第4)

※事業用においては、その設置前、設置後の写真も添付してください。

記入見本

様式第4 (第6条関係)

生ごみ処理機器販売証明書

(販売店の欄は、販売店が直接記入・押印する欄です。)

購 入 者	住 所	江南市赤童子町大堀 9 0
	氏 名	江南 藤子
	電 話	0 5 8 7 - 5 4 - 1 1 1 1
販 売 店	住 所	一宮市一宮通り 1 3 - 8
	店 名	イチノミヤデンキ
	代表者名	一宮 電喜 印
	担当者名	一宮 電太
	電 話	0 5 8 6 - 8 6 - 〇〇〇〇
取 扱 商 品	メーカー	コウナン
	商 品 名	ゴミヘラース
	型 式	AB-150
	容 量	1.5 kg/日
	処理方法	バイオ式
販 売 年 月 日	平成 2 2 年 4 月 3 日	
販 売 価 格	5 9 6 4 0 円 (消費税及び地方消費税を含む)	

平成 年 月 日

江南市長 様

申請者 千 483-8701
又は 住所
販売店 江南市赤童子町大堀90
氏名
又は 江南 藤子 印
代表者氏名
電話 0587-54-1111

補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 江環器補第 号で交付確定通知のあった生ごみ

処理機器設置費補助金を交付してください。

記

1. 補助事業名

生ごみ処理機器設置費補助金

2. 補助金請求額

金 35,780 円

3. 口座振替先

金融機関名	江南銀行 江南支店
預金の種類	普通 ・ 当座
口座番号	0541111
フリガナ 口座名義人	コウナン フジコ 江南 藤子

※郵便局は、振込の取扱いができませんのでご注意ください。

江南市長

様

申請者 住所

氏名

印

電話

生ごみ処理機器設置費補助金交付申請書

江南市生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱に基づき、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{家庭用} \\ \text{事業用} \end{array} \right\}$ 生ごみ処理機器設置費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的

家庭台所から出る生ごみの自家処理及び小規模食品関連事業者が自ら食品廃棄物等の処理を推進し、ごみの減量化を図る。

2. 補助事業の財源計画

事業費		財源内訳	
処理機器購入金額	円	補助金額	円
	円	自己資金	円
計	円	計	円

※処理機器購入金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入してください。

3. 補助金交付申請額

補助金額	算出基礎		限度額
円 ※10円未満は切り捨て	密封発酵容器	11L以上コック付 (定額)	1,000円
	コンポスト		3,000円
	生ごみ処理機器	処理機器購入金額 × 60%	家庭用 50,000円 事業用 1,000,000円

4. 補助事業完了予定年月日

平成 年 月 日

5. 添付書類

処理機器の見積書及び仕様書(パンフレット)、事業用においてはその設置場所の案内図、小規模食品関連事業者に係る証明書等も添付してください。

様式第3（第6条関係）

平成 年 月 日

江南市長 様

申請者 住所

氏名 印

電話

生ごみ処理機器設置費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 江環器補第 号で補助金交付決定の通知を受けた生ごみ処理機器設置費補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額		金 円
購入機種	メーカー	
	商品名	
	型式	
	容量	
	処理方法	
	補助事業完了年月日	平成 年 月 日

※販売証明書及び領収書の写しを添付してください。

※事業用においては、その設置前、設置後の写真も添付してください。

生ごみ処理機器販売証明書

購 入 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
販 売 店	住 所	
	店 名	
	代表者名	印
	担当者名	
	電 話	
取 扱 商 品	メーカー	
	商 品 名	
	型 式	
	容 量	
	処理方法	
販 売 年 月 日	平成 年 月 日	
販 売 価 格	円 <small>（消費税及び地方消費税を含む）</small>	

平成 年 月 日

江南市長 様

申請者 千
又は
販売店 住所
氏名
又は
代表者氏名
電話

印

補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 江環器補第 号で交付確定通知のあった生ごみ

処理機器設置費補助金を交付してください。

記

2. 補助事業名

生ごみ処理機器設置費補助金

2. 補助金請求額

金 円

3. 口座振替先

金融機関名	
預金の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

※郵便局は、振込の取扱いができませんのでご注意ください。

江南市生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量対策として市民が家庭台所から出る生ごみの自家処理及び市内の小規模食品関連事業者が自ら食品廃棄物等の処理を推進するため、生ごみ処理機器（以下「処理機器」という。）の設置者に対してその費用の一部を補助する生ごみ処理機器設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において「減量」とは、乾燥及び発酵により家庭台所から出る生ごみ及び食品廃棄物等の量を減少させることをいう。

2 この要綱において「市民」とは、市内に住所を有し、かつ、居住している者をいう。

3 この要綱において「市内の小規模食品関連事業者」とは、市内で店舗等を設置し営業する者で年間の食品廃棄物等の発生量が100トン未満であり、次に掲げる者をいう。

(1) 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者等

(2) 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として行う者等

4 この要綱において「食品廃棄物等」とは、次に掲げる物品をいう。

(1) 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの

(2) 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

5 この要綱において処理機器（脱水及び粉砕の方法によるものは除く。）とは、次に掲げるものをいう。

(1) 家庭用処理機器 市民が、家庭台所から出る生ごみを自家処理するために設置す

る処理機器

(2) 事業用処理機器 市内の小規模食品関連事業者が、食品廃棄物等を処理するために設置する処理機器

(補助の対象)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、販売店等で処理機器を購入して設置し、これを生ごみの減量化、堆肥化のために適切に使用及び管理する者とする。

2 補助の対象となる処理機器は、次に定める要件を満たして設置されるものとする。

種 類		条 件	
家庭用処理機器	堆肥化容器	密封発酵容器	1世帯につき2個まで
		コンポスト	1世帯につき2基まで
	生ごみ処理機		1世帯につき1基まで
事業用処理機器	生ごみ処理機		1事業者につき1基まで

備考 密封発酵容器は、容量が11リットル以上のもので、底に溜まった液肥を取り出すためのコック付きの容器とする。

3 買替えによる処理機器は、これを購入して設置した日から次の各号に定める期間の経過により使用不能と認められる場合に限り、補助の対象とする。

(1) 密封発酵容器は、3年以上とする。

(2) コンポストは、5年以上とする。

(3) 生ごみ処理機は、5年以上とする。

(補助金の額)

第3条 1基(個)あたりの補助金の額は、次に定める額とする。ただし10円未満は、切り捨てるものとする。

種類		補助額	限度額	
家庭用処理機器	堆肥化容器	密封発酵容器	購入金額の 100%	1,000 円
		コンポスト	購入金額の 60 %	3,000 円
	生ごみ処理機		購入金額の 60 %	50,000 円
事業用処理機器	生ごみ処理機		購入金額の 60 %	1,000,000 円

備考 購入金額は、本体機器に係る金額に限る。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機器設置費補助金交付申請書（様式第1）に購入し、設置しようとする処理機器の見積書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、事業用処理機器については、その設置場所の案内図、第1条の2第3項に係る証明書、仕様書（パンフレット）を添えなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、生ごみ処理機器設置費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知する。

(実績報告書)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、生ごみ処理機器設置補助事業実績報告書（様式第3）（以下「実績報告書」という。）に生ごみ処理機器販売証明書（様式第4）及び領収書の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、事業用処理機器については、その設置前、設置後の写真を添えなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第7条 市長は、前項の実績報告書の提出を受けたときは、その内容が補助金交付決定

の内容及び交付条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは生ごみ処理機器設置費補助金交付確定通知書（様式第5）により申請者に通知する。

（委任による補助金の交付申請等）

第8条 申請者は、第4条、第6条及び次条に規定する申請及び請求の手続き並びに補助金の受領に関する行為について、委任状（様式第6）により販売店に委任することができる。ただし、市内の小規模食品関連事業者が申請者の場合は、この限りでない。

2 前項の規定により委任を受けた販売店（以下「販売店」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第7）に補助金交付申請内訳書（様式第8）及び委任状を添えて翌月の5日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、生ごみ処理機器設置費補助金交付決定通知書により販売店に通知する。

4 補助金の交付決定の通知を受けた販売店は、補助事業実績報告書（様式第9）に領収書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の補助事業実績報告書の提出を受けたときは、その内容が補助金交付決定の内容及び交付条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは生ごみ処理機器設置費補助金交付確定通知書により販売店に通知する。

（補助金の交付請求及び交付）

第9条 市長は、第7条及び前条第5項の規定により補助金の額を確定した後に申請者又は販売店からの補助金交付請求書（様式第10）に基づき補助金を交付する。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の江南市家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱の規定は、平成11年4月1日以後に購入する処理機器について適用し、同日前に購入した処理機器については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の江南市生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱の規定は、平成15年4月1日以後に購入する処理機器について適用し、同日前に購入した処理機器については、なお従前の例による。